

議案第 9 1 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 9 月 1 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年山陽小野田市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 7 の項から 9 の項までを次のように改める。

7 削除	
8 削除	
9 削除	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第91号参考資料

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表

改正後		改正前	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
機関	事務	機関	事務
(略)	(略)	(略)	(略)
7 削除		7 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第1号に該当する子どもに係る多子世帯応援保育料等軽減事業に関する事務であって規則で定めるもの
8 削除		8 市長	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園に就園する子ども（子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に該当する子どもを除く。）に係る多子世帯応援保育料等軽減事業に関する事務であって規則で定めるもの
9 削除		9 市長	私立幼稚園就園奨励費補助金に関する事務であって規則で定めるもの
(略)	(略)	(略)	(略)